

歐米に於ける學校給食の現狀

—東京醫事新誌第二六四三號より轉載—

榮養研究所技師 原

徹 一

一、緒 言

一九二六年國際聯盟醫務部に於て交換教授制と共に交換研究員の制が新設されるに及び、余は榮養研究所長醫學博士佐伯矩先生の御推薦を辱うして第一回の研究員として歐米に渡航見學するの機を得た。而して此の機會に日本榮養協會は、歐米に於ける學校給食狀態の視察を余に囑託せられたのであつた。斯くて余は、本務としての研究題目『光線と榮養の關係』を研究の余暇、力めて諸國の學校給食狀態の實狀調査に専念した。學校給食につきては我が國は、榮養學の世界的權威佐伯先生

を會長とする日本榮養協會に依つて夙に科學的方法を以て試みられ、其の成績の顯著なるものあるは既に世人の知る處である。之を外國の實例と比較考察するに其の科學的基礎に立脚せる點に於て或は其の優秀なる成績に於て到底彼等の追從を許さぬのである。

日本榮養協會の事業が實際に於て他國に優越せる模範的のものなるのみならず、又這般は、實に最初の國際聯盟交換教授として或はロツクフェル財團賓客として佐伯先生は、歐洲南北米に亘り榮養學の講演を行ひ或は榮養問題解決計劃に指導を與へられ、榮養學の創始者として多大の賞讃と

感謝を受けられたのであつた。之即ち我が榮養學の世界的進出である。

斯様に、學術的にも實際上にも榮養學に於て、我等は外國に對し一日の長を誇り得るの榮譽を有するに拘らず、殊に佛國では此日本式給食を佛蘭西にも移植したいと稱せられ、新興チエツコ、スロヅァキア國當局は日本榮養協會のフィルムに依つて此運動を開始せむとの決意を示し、又我國に來朝する歐米知名の人士若くは僅に數時間を有するに過ぎざる寄港船乗客にして、日本榮養協會の給食實況の參觀を希望するものが少なからざる有様であるに拘らず、一旦全國的に之を觀察する時は我國學校給食の實狀は日本榮養協會の給食を除きては、岐阜縣の十三校を最多とし其の他十數縣に於て極めて少數の學校でそれが實行されてゐるに過ぎない。政府當局も亦本問題に關して未だに何等積極的施設を行ふに至らざる現況にあるのは、

洵に遺憾に堪へない所である。

國民の體格體質向上には榮養改善を必須とし、榮養改善には何んと言つても學校給食による程、効顯あり又容易な方法はない。國內全般に亘り學校給食の實施が普及せられむ事を切望する次第である。

元來歐米にては、學校給食は最初佛國に於て創始せられ、英米に於て發達したものである。而してそれが同じく獨逸にも入り實行せらるゝに及び、却つて獨逸は先進國を凌ぎ、現今では非常なる熱心を以て其の實施に力めて居るのである。然し茲に看過す可からざる點は、之等諸國の爲すところは其の多くは救濟的のものであつて學校給食の本旨に副つたものとは言へないことである。

ゼネバに於ける國際聯盟總會に於て我が佐伯先生は其講演中に、學校給食は慈善事業でない。救濟事業でもない。實に健康問題である。貧富の差

別なく均霑せしむるを要す」と喝破力説せられ、各國代表委員も亦之に對して同感の意を表明した。そして先生の講演によりて、我が日本榮養協會の學校給食は科學的といふのみならず、社會學的或は道德的にも歐米諸國を先導するに足るものである事を知つてこれを嘆賞せざるはなかつた。

斯様にして、學校給食に就いては學問的にも實行方法にも、我國は今や其の範を遠く歐米に求むるを要せず、庶幾くば日本榮養協會の事業に鑑み、出來得る限り速に數量的にこれを擴大すれば足るといふ唯それ丈の問題が残されて居るのである。

以下歐米に於ける學校給食の現状を叙述し日本榮養協會の囑託に對する責を果すと共に此の問題に對し敢て識者の注意を喚起して已まない次第である。

二、英國に於ける學校給食

1、概 説

A、給食法規 食物に關しては英國は古より色々議論もし宣傳もする。然し實行が之れに伴はないのを常とする。學校給食に關しても同様である。兒童に適當なる食物を與へる事は兒童の體格と體質を改善する上に最も大切なる事として當局は其の實行に努めて居る。然し色々の理由の下に其の實際は未だ満足すべき状態でない。

元來英國に於ける給食は歐洲の各國に見る如く最初は貧民兒童の救済を主なる目的としたのであつた。

一八七〇年義務教育法が制定せられ、其の制度をして意義あらしめるため、盛に之を勵行した。其の結果裏町の貧民兒童が多數公立學校に集つた。夫れ等の子供を見ると何れも甚だしい榮養不

良のものばかりで、之れでは到底義務年限を無事に通過せしむる事は困難であると考へられた。それ故之れを救済する目的で一時的の給食團體が出来て、必要と認める貧兒に給食を開始した。之れが給食の最初のものである。その後段々給食が増加して、一九〇五年には英國の都市一四六中に三五五の單獨なる給食團體が出来るに至つた。

然し其の實際に於ける事業は極めて不完全なもので、給與する食物の性質には何等の考慮を拂ふ事無く、又數種の食物から兒童の選擇にまかせて之を攝らしめた。然るにそんな不満足なる食物であるに拘はらず、その給與は肉體のみならず學校作業に非常なる進歩を示し、遂に學校給食事業は効果多きものとして一般人の認めるところとなつた。それ故人民は學校給食は國家的に必要な事を認め、之が經營を國家に要求するに至つた。時恰も二十世紀の初期であつてボーア(Bourwar)戰

争に際した。軍籍に身を置くを誇りとする彼等英國人は、公募により多數事務所に押し掛けた。然るに醫官が之を検査して見ると、五人の内三人までは肉體缺陷があつて到底軍人として採用する事が出来なかつた。

此の驚くべき事實は國民に一大衝動を與へた政府當局は此の原因に關しスコットランド王室身體鍛鍊委員會並に保健委員會に其の原因につき諮問した。兩會の意見は、吾人種が斯く虚弱に陥りしが如き實情を示すに至りたるは小學校時代に於ける榮養不良が原因して居ると云ふ事に一致した。小學校で教育を義務的に強制するならば、必ず其の效果あらしめるため兒童が教育を受けるに適當なる肉體を所有して居るやをも注意せねばならぬ。之等の意見が建議案となつて國會に提出され、盛に議論された結果、誰も學校給食の必要を認め、而もそれは個人又は團體などの力のみにて

は到底なし得ざるものとなし、國家の費用を以て實行すべきものなるを議決し、進んで教育當局の手に於てなすや又は貧民救濟當局の手に於てなすべきやと云ふ問題にまで立入つて討議する程であつた。

學校給食は全く教育の効果を大ならしむる目的に行ふものであつて、前に考へられて居た様に救濟的の意味のものでないと云ふ意見が盛に行はれた。此の討議の結果は遂に一九〇六年十二月二十一日學校給食に關する教育法令 (Meal Act) として議會を通過した。そして直に實行に入つた。初めの間スコットランドには此の法令は施行されなかつたが二年を経て同様に行はるゝ事となつた。法令の主旨は『何れの兒童も食物の缺乏のため教育効果を損ぜしめる様な事があつてはならない。榮養不良兒には學校に於て兒童が支拂ひ得る場合はその支拂ひ得る代價を以て給食をなし、支拂ひ得

ざるものは無償にて給食せしむ』と云ふのである。B、給食兒童數並に給食に要する費用 此給食に關する法令が實施されて以來急進的に而も著しく給食事業は發達した。食事數の一例を示すに一九〇七—一九〇八年の一年間に二、七五一、三二六食を與へたに過ぎなかつたが一九一四—一五の一年間には二九、五六〇、三一六食となり十數倍に増

年度	給食せる 地方當局 の數	給食を受 けたる兒 童數	給食量 (人分)	給食一人 分の平均 價額
一九一—四	九六	一、五、五二	一四、五三、五九三	二、四三
一九二—五	一三四	四、三、四〇	二九、五〇、三三	二、四七
一九三—六	二一六	一八、二二四	九、九七、六三四	四、〇
一九四—七	九四	六、三〇	五、七七、一四七	五、四三
一九五—八	八八	六、六三	六、五八、一七四	五、二六
一九六—九	八六	五、七四	五、四七、九五四	五、九八
一九七—〇	一一八	七、〇三	六、三三、八二	六、九九
一九八—一	一三七	一四、八〇	一〇、四四、七、五九六	六、六八
一九九—二	一九〇	五九、五八	六〇、六六、〇二七	三、八八
一九〇—三	一五六	一四、六六	一七、七一、二九八	三、九三
一九一—四	一八	一〇、三三	一〇、七六、三三〇	—

加した。然し此の事業も大戦争の勃發のため止むなく範圍を制限した爲め其の數は六五〇、三二四〇に落ちた。

食事一回分の價格は戰前一九一四年には二・四七片だったのが一九一七年には五・三三片に増加した。言ふ迄もなく戦争により食品價額も勞働賃

金も上騰したためである。給食を受ける兒童數も一九一七年には著しく減少して一九一四年當時の七分の一となつた。今給食兒童並に食品價格費用等につき統計的に數字で詳細に表はして見る。
此の表を通覽するに大戦争中は、給食を行へる地方當局數も亦従つて被給食兒童數も著しく減少

年 度	給食原料の平均價額	費 用 概 算			養育者より徴 金	雜 收 入
		食 品 費	雜 費	合 計		
一九三一—四	一・六片	六九・九元	七・五元	一四七・五二元	二九・七元	一六六・五元
一九二四—五	一・五片	一八六・三元	一八・三〇元	三〇五・四八元	四・三五元	二二〇元
一九二五—六	二・六〇片	二〇七・九七元	六・二八七元	二一四・二六元	一一・三四元	一九五元
一九二六—七	三・三〇片	八〇・二五元	五〇・四〇元	一三〇・六五元	二二・八六元	一九八元
一九二七—八	三・三〇片	八九・九八元	五二・八六元	一四二・八四元	一八・〇〇元	二二六元
一九二八—九	三・七五片	八五・二七五元	五二・七六元	一三七・〇三元	二二・九〇元	三五七元
一九二九—三〇	四・五片	一〇九・四六元	七五・〇八元	一八四・五四元	三五・六三元	五〇〇元
一九三〇—一	四・三〇片	八四・三元	一〇九・四六元	一九〇・七九元	二八・六五元	一〇二元
一九三一—二	三・三〇片	八四・六〇元	一六・八五元	一〇一・四五元	一五・八三元	二七三元
一九三一—三	二・六〇片	一九〇・九九元	九・六五元	一九六・六四元	一七・一九七元	九七元
一九三一—四						

した。處がそれが戦後に到り給食を要する児童數が激増した爲、止むを得ずして當局は給食を開始し、從つて児童數が著しく増加した事がわかる。給食一人分に要せし費用は大戦中は戦前の二倍又は三倍に増し、大戦終熄と共に減少したが、それでも戦前の五割増位である。總費用の中養育者より徴集せる額は極めて僅少なる量で、戦前は總費用に對し約百分の二に過ぎなかつたのだが大戦中にはそれが百分の十となり、更に大戦直後の一九一九年度には百分の十三となつて最大量を示した。其の後は激減して戦前に復した。寄附金は其の他の雜收入とともに増加し約百分の三となり戦後も此の率を示して居る。即ち給食に要する總費用の八割五分乃至九割五分は政府又は地方當局の負擔である事がわかる。

C、食物給與所 四箇所に分ける事が出来る。

一、教室 二、公認レストラン 三、學校附屬

賄所 四、家庭

右の内教室は特種學校例へば屋外學校又は榮養不良兒學校に用ふる外あまり用ひない。今日の英國の學校建築の状態では食堂の目的に満足に用ひられる教室がない。公認レストラン又は食堂として學校が許可を與へ、之をして食物を供給せしめんとしたが、これは非常に不満足のものが多かつた。不潔になり勝ちで又利益主義の缺點がある。最も都合のよいのはセンター(Center)又はカンチーン(Canteen)と云ふ一種の賄所である。それは學校の近くに設けられ學校當局の監督の下に食物調理、會計を行ふもので現在の方法の中では最も理想のものと考えられて居る。家庭給食の場合は極めて少なくライセスター(Leicester)のボロー(Borough)に一箇所榮養不良兒の家庭へパンと牛乳を送つてやる處があるのみである。

D、食物の調理 食物調理は何等監督指揮なく

商人がなす場合がある。又賄所實務委員の指揮を受けてなす場合もある。何れにしても現在の状態では満足に調理が出来て居るとは言へぬ。商人は勿論賄所委員が栄養の智識即ち調理による栄養分の變化、適當なる食品の配合、兒童の栄養状態に應ずる適當なる處置等に關し智識を有しない。それで、ロンドンとアレキサンダー組合でコントラクトシステム(Contract system)を大仕掛けに行つて食物調理をやつて居るが、成績がよい。

(筆者註　コントラクトシステムと云ふのは町の中央に調理所を設け之より他に運搬配給する方法で夙に日本栄養協會の併用して居る方法である。)

これを見習つて以來、大都市に於ては概ね中央調理所法を採り、此處で調理した料理は保温性の容器に入れて貨物自動車又馬車で各賄所に送られる。然し大都市でも各給與所があまりに散在して居る様な場合は、小都會と同じく各賄所で調理す

る。この中央調理所法は食品の經濟、調理の合理化、勞働費の減少に最も都合がよい。それでこれを一般に實用化させたいと云ふのが當局の意見である。バドフォード町(Badford)の如きは一の賄所委員の手で日々一萬人の兒童に給食して相當の成績を擧げて居る。個々の賄所でも成績のよいものもある。賄所が全部悪いと云ふのではない。給食は必要缺くべからざる事で又非常に効顯大なる處であるがそれは一に食品の性質による處であるから其處を注意深く考慮する賄所ならば單獨でも良い。然し經費の點に於ては不經濟となるをまぬかれぬ。

Ⅴ、給食時　吾人は通常一日に三回の食事を攝る。朝食晝食及夕食である。その内晝食を給與するのが普通で或る時は朝食を給し或る時は三食共給せしめる事などある。朝食と晝食とは何れがよいか未決定であつた。

一九一二年にバーミンガムでは主として朝食を與へ晝食を少くして居た。朝食三七〇九四四回に對して晝食は只二七三九回に過ぎなかつた。處が晝食を與へる方が遙かに成績がよいので朝食給與が漸減して晝食給與が増加した。

一九一六年度には前に示した數字と反對な状態に達した。即ち晝三一五三に對し朝一三二七三であつた。現今は殆んど晝食のみであるが特に必要と認めたる小兒には朝食も與へる。

F、休暇による影響　休暇には給食を中止する。それが爲めに折角給食により増重を來たした兒童が休暇の後は減重するを常とする。それ故休暇中も繼續して行はねば折角給食を行つても其の意義を無くすると云ふので休暇中と雖も給食を繼續する處が多くなつた。一九一四—一五年には給食當局數一三三の内一〇八即ち八一%は休暇も續けた。然し一九一六—一七年になつて戦時中の爲

これが不可能となつたので極めて必要性の大なるものゝみに給したから七二%に減少した。

G、給食の榮養學的考察　元來學校給食は學術的根據から家庭食の缺陷を補ふ様に計劃されて初めて効力を生ずるのである。従つて榮養分の質並に量に不足があつてはならぬ。兒童には溫量を充分に與へねばならぬ。それで食量を充分攝らしめる必要がある。

又榮養分に於ても兒童に特に必要な養分があるので家庭で缺乏する要素を注意して之れを補ふ様にせねばならぬ。英國に於て給食必要兒童の家庭では大抵蛋白質を缺いて居る。無學なる親たちは子供にパン馬鈴薯砂糖などのみを與へるのみであるから著しく蛋白質を缺き含水炭素過剰である。それで學校給食の獻立を見るに朝食はオートミール、パン、牛乳、人造バターから出來上つて居る。これ等の物質から一九・九瓦の蛋白質と二〇瓦の

脂肪と六〇〇カロリーの熱量が攝れる。この朝食の獻立には各都市或は地方によりて著しき差異がないが、晝食には著しき相違がある。晝食中其の三分の二は肉が主となつて三分の一は野菜が主となつて居る。最も普通の晝食獻立は、コッテージ

バイ、グリーンピース、グレイビー、果實スチューなどで三三瓦の蛋白質、二一瓦の脂肪、八四九カロリーを含んで居る。茶か又は夕食が與へられる時があるが、之は極めて簡單なものであつて、パンと人造バターに牛乳位のものである。こんな貧弱な御馳走でも一九瓦の蛋白質、一八瓦の脂肪、四五三カロリーを與へると謂ふ。

學校給食事業は絶へず學校衛生官と提携して行ふべきであつて、常に醫官に食品の榮養價につき相談すべきである。ロンドンに於ける學校衛生施案に於ては一回の晝食に於て一人の兒童に二五瓦の蛋白質と七五〇カロリーを必要と認めて居る。そ

して若し給食せる食物が右の條件に適當なる場合は大抵含水炭素脂肪無機質其他に適當に在るであらうと考へられる。右の獻立並に當局の意見には榮養學者として左擔する事の出来ない事が多い。繁雜のため茲には省略する。

II、兒童の選擇 給食兒童の選擇には二方法を採る。即ち、榮養検査と富力検査とである。榮養検査の結果家庭が貧富如何によらず兒童が榮養不良なる時は之に適食を與へる。富力検査によつて子供に適當な食物を與ふる事が不可能と決定せる場合には其子供に適食を與へる。何處も此の二法を用ひて検査するとよいが富力檢力のみによつて決定して居る處が多い。救済と云ふ觀念がどうしても抜けならしい。一般の場合に富力に於て著しく劣つて居るものは榮養に於ても劣つて居るを恒とする事實はある。學校醫務主任官は必ず二方法を併用する事を獎勵して居る。又給食の目的は

貧兒救濟の目的のみでなく榮養改善が其の大なる目的である事を賄所に知らしめる様力めて居る。

若しか榮養検査をしなかつたならば榮養不良兒が此の給食を受ける事が出来なく、従つて榮養改善の目的を達する事が出来ぬ。小都會では比較的榮養検査が徹底して行はれてゐる。ブライトン、ヘスター (Brighton, Hester) 其の他の小都會では全給食兒童の五〇%は榮養検査により五〇%は貧民兒童より採る。貧民兒童にあらずして榮養不良の兒童も相當にある。それ故榮養の改善と云ふ事を本當に意義あるものにするには家庭經濟上の地位に何等考慮なく榮養不良兒には全部無償で給食する事が必要である。斯くすれば榮養不良兒の改善が出来るのみならず、然らざる際即ち貧民兒童にのみ給食する事によりて起る不快なる差別感を除きデモクラチックとなる。此の意見に對し學校給食を擔任せるバルクレイ (M. E. Bulkeley) 嬢も同感の由

筆者に語つた。

Ⅰ、教育上の効果 給食は教育上非常に効果があるものである事を英國全體が認めて居る。之れは體質の改善によつておこるのみならず、これによつて食品の榮養價值を知り又食品攝取作法に良習慣をつける。例へば食卓クロスは常に清潔にして置く事、食品を供する作法。之を攝る作法、などを習得する。これは家事科學の講義と相伴つて非常によい。或る學校では調理實習級の女生徒に學校の晝食を調へさせる事がある。これは調理の學術と方法を習得させるに甚だ効果があつた。

(つづく)

× × × ×

× × × ×